

## 寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- |  |          |                            |
|--|----------|----------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 受取無し | ※受取有りの場合 | 平成27年度<br>平成28年度<br>平成29年度 |
| <input type="checkbox"/> 50万円以下          |          |                            |
| <input type="checkbox"/> 50万円超～500万円以下   |          |                            |
| <input type="checkbox"/> 500万円超          |          |                            |

現職 上智大学 総合部 教授  
氏名 岩田 太

### (記入要領)

1. 委員等(家族(注1)を含む)に対する「寄付金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に使途を決定し得る寄付金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄付されるいわゆる奨学寄付金も含む。)を含む。

なお、

- ①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。
- ②実質的に、委員個人宛の寄付金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄付金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。

2. 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

注1:「家族」は、配偶者及び一親等の者(両親及び子ども)であって、委員等本人と生計を一にする者とする。

厚生労働省医療・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係 支御中  
FAX..03..3603..1760 (医療・生活衛生局総務課分室FAX)

寄附金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に關係する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- |  |          |
|--|----------|
| <input type="checkbox"/> 受取無し              | ※受取有りの場合 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 50万円以下 |          |
| <input type="checkbox"/> 50万円超~500万円以下     |          |
| <input type="checkbox"/> 500万円超            |          |
| <input type="checkbox"/> 平成27年度            |          |
| <input type="checkbox"/> 平成28年度            |          |
| <input checked="" type="checkbox"/> 平成29年度 |          |

\* 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 徳島市病院局 徳島市病院事業管理者

氏名 曾根三郎

(記入要領)

1. 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料・特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が實質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。  
なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。  
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。  
③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。(今回の申告では、27年度・28年度・29年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)  
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

厚生労働省医療・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係宛 従申中  
FAX 03-3503-1760 (医療・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に關係する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

受取無し

※受取有りの場合

50万円以下

平成27年度

50万円超~500万円以下

平成28年度

500万円超

平成29年度

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職

弁護士

氏名

田島優子

(記入要領)

1. 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演、原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に用途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。  
なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。  
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。  
③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。  
(今回の申告では、27年度・28年度・29年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)  
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係 駄  
FAX 03-3503-1760 (医薬・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

受取無し

※受取有りの場合

50万円以下

平成27年度

50万円超~500万円以下

平成28年度

500万円超

平成29年度

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権 理事

氏名 花井十五

(記入要領)

1. 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。  
なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。  
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。  
③最も受取額の多い年度について回答する。
2. 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。(今回の申告では、27年度・28年度・29年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)  
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係 宛  
FAX 03-3503-1760 (医薬・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- |   |          |  |
|---|----------|--|
| <input type="checkbox"/> 受取無し                     | ※受取有りの場合 | <input checked="" type="checkbox"/> 平成27年度 |
| <input type="checkbox"/> 50万円以下                   |          | <input checked="" type="checkbox"/> 平成28年度 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 50万円超~500万円以下 |          | <input type="checkbox"/> 平成29年度            |
| <input type="checkbox"/> 500万円超                   |          |  |

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 武蔵野入江 浩子郎  
氏名 木浦浩子郎

(記入要領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。  
なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。  
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。  
③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。(今回の申告では、27年度・28年度・29年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)  
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課(分室)薬事審議会係 宛  
FAX 03-3503-1760 (医薬・生活衛生局総務課分室 FAX)

寄付金・契約金等受取(割当て)額申告書

「薬事分科会審議参加規程評価委員会」に参加するにあたり、いずれの薬事に関係する企業(医薬品及び医療機器等)からの寄附金・契約金等の受取実績が以下のとおりであることを申告いたします。

- |  |   |  |  |
|--|---|--|--|
| <input type="checkbox"/> 受取無し              | ] | ※受取有りの場合                                   |  |
| <input checked="" type="checkbox"/> 50万円以下 |   | <input type="checkbox"/> 平成27年度            |  |
| <input type="checkbox"/> 50万円超~500万円以下     |   | <input checked="" type="checkbox"/> 平成28年度 |  |
| <input type="checkbox"/> 500万円超            |   | <input type="checkbox"/> 平成29年度            |  |

※ 申告対象期間は、過去3年度分とし、最も受取額の多い年度について回答する。

現職 読売新聞東京本社医療部トワーワards編集部

氏名 本田 麻由美

(記入要領)

- 委員等(家族を含む)に対する「寄附金・契約金等」には、コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権による報酬、講演・原稿執筆その他これに類する行為による報酬、委員が実質的に使途を決定し得る寄附金・研究契約金(実際に割り当てられた額とする。なお、教育研究の奨励を目的として大学等に寄附されるいわゆる奨学寄附金も含む。)を含む。  
なお、①当該年度においては、保有している当該企業の株式の株式価値(申告時点)も金額の計算に含めるものとする。  
②実質的に、委員個人宛の寄附金・契約金等とみなせる範囲を報告対象とし、本人名義であっても学部長あるいは施設長等の立場で、学部や施設などの組織に対する寄附金・契約金等を受け取っていることが明確なものは除く。  
③最も受取額の多い年度について回答する。
- 申告対象期間は、当該品目の審議が行われる審議会開催日の年度を含め過去3年度分とする。  
(今回の申告では、27年度・28年度・29年度の受取額のうち、最も受取額の多い年度について回答し、その該当する年度一つだけにチェックする。)  
複数年度で同じ受取額であった場合、最も新しい年度一つだけチェックする。